

福山平成大学障害のある学生への対応に関する規則

令和5年9月14日制定

(目的)

第1条 この規則は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。これらを以下「法」という。）並びに文部科学省所轄事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号。以下「対応指針」という。）に基づき、福山平成大学（以下「本学」という。）において一体となった支援体制が構築され、障害のある学生に対する支援等（以下「支援等」という。）が適切かつ円滑に行われるよう修学の各段階において関係各部局並びに支援者が果たすべき役割並びに不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるものほか、法及び対応指針の定めるところによる。

- 一 学生 本学の正規の学生、科目等履修生、聴講生及び研究生並びに本学に入学を希望する者をいう。
- 二 障害のある学生 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者であり、本学におけるすべての教育、研究及びその他の関連する活動に参加する学生をいう。
- 三 社会的障壁 障害のある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本学における教育研究活動を営む上で障壁となるようなものをいう。
- 四 不当な差別的取扱い 障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供に当たり場所・時間帯等を制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障害のある学生の権利利益を侵害することをいう。
- 五 合理的配慮 本学における教育研究活動において、障害のある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、その業務を行うに当たり、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならない。

(指針)

第5条 本学は、障害のある学生支援の推進を図るために教職員が認識すべき事項、具体的な対応、留意事項等について、指針（ガイドライン）を定め、教職員に周知徹底することにより、障害のある学生の支援に関する啓発を図るものとする。

(障害のある学生対応委員会)

第6条 第1条の目的を達成するため、「福山平成大学障害のある学生対応委員会」（以下「対応委員会」という。）を置き、障害のある学生に対する支援等に関する必要な事項について協議及び調整等を行う。

(組織)

第7条 対応委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学教育センター長
 - 二 教務委員長
 - 三 学生委員長
 - 四 就職委員長
 - 五 入試委員長
 - 六 保健管理センター長
 - 七 学部長及び研究科長
 - 八 事務局長及び学務部長
 - 九 庶務課長
 - 十 その他、学長が必要と認めて指名した者
- 2 対応委員会に委員長を置き、大学教育センター長をもって充て、委員長に事故ある場合には、副委員長が職務を代行する。
 - 3 委員長は、必要に応じて対応委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名し、委員長の職務を補佐する。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第8条 対応委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 障害のある学生支援計画の策定に関する事項
- 二 障害のある学生からの合理的配慮の申出に関する事項
- 三 障害のある学生への指導助言等具体的な支援に関する事項
- 四 関係各部局や支援者間の調整に関する事項
- 五 全学教職員・学生に対する啓発に関する事項
- 六 その他委員会が必要と認めた事項

(相談窓口)

第9条 障害のある学生からの相談窓口は、別表に定めるとおりとする。

2 相談窓口に寄せられた相談内容は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて、関係する教職員の間で共有を図り、対応の検討、以後の相談等に活用するものとする。

(庶務)

第10条 対応委員会に関する事務は、学務部各課の協力を得て学務部教務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月14日から施行する。

別表（第7条関係）

相談窓口

対象	相談窓口
・本学の正規の学生、科目等履修生、聴講生及び研究生 ・本学への入学手続者	学務部教務課
・本学に入学を希望する者（学部）	入試室
・本学に入学を希望する者（大学院、専攻科）	庶務課